



茂原市における市民活動支援センターの設置について

H29.7.17

茂原市役所市民部生活課

はじめに 自己紹介・ワークショップ



得意なこと
取り組んでいること

苦手なこと
困っていること

Two empty yellow sticky note boxes for writing.

Two empty red sticky note boxes for writing.

茂原市まちづくり条例

- ▶ まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有するまちづくりの基本的なルールとなる条例
- ▶ 平成13年の北海道ニセコ町「まちづくり基本条例」を皮切りに、「自治基本条例」「まちづくり基本条例」などの名称で、全国で300超の自治体において制定
- ▶ 千葉県内では流山市が制定（平成21年）
- ▶ 茂原市では平成28年4月から議会基本条例と同時に施行

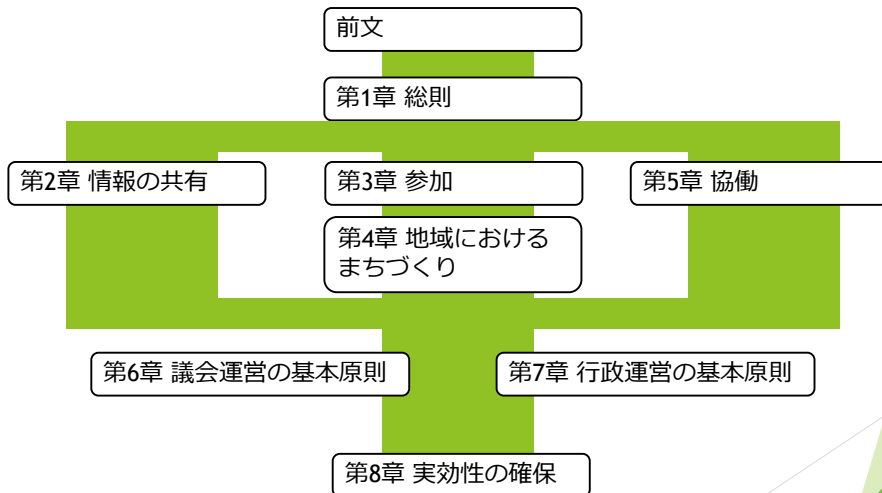


まちづくりの基本原則

- ▶ **情報の共有**
まちづくりの担い手である市民等、市及び議会は、必要な情報を共有します。
- ▶ **参加**
市民等は、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わります。
- ▶ **協働**
市民等、市及び議会は、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動します。



茂原市まちづくり条例の構成



市民活動支援センターとは

- ▶ 市民活動（＝市内で自主的、主体的に公益性の高いまちづくり）を行う団体を支援するための拠点となる施設
- ▶ 現在は生活課内に「市民活動支援のための窓口」を設置し、支援している
 - ▶ 自治会 10地区連合 244自治会
 - ▶ 市民活動団体 10団体認定済
 - ▶ 地域まちづくり協議会 2団体認定済



市民活動支援センターの位置づけ(1)



行財政改革大綱第7次実施計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略

№.3	発信力の向上	推進項目	情報共有による市民とのまちづくりの推進		
取組項目	市民参画・市民協働のまちづくりの推進		担当課	生活課 企画政策課	
現状及び課題	茂原市まちづくり条例の趣旨を踏まえ、協働事業提案制度及び市民活動団体認定制度の創設、地域まちづくり協議会の設立支援に努めている。引き続き、市民等及び職員に対して、市民参画・市民協働のまちづくりについての普及啓発に努める必要がある。				
取組概要及び想定効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体からの提案を基に、協働事業を実施する。 市民活動団体として認定された団体に対して補助金を支出するとともに、連携を促進する。 地域まちづくり協議会の設立を支援するとともに、認定を受けた協議会に対して補助金を支出する。 				
取組内容及び数値目標	詳細		実施予定		
			H29	H30	H31
	協働事業提案制度の運用		実施	継続	継続
	※市民活動団体の認定及び支援		市民活動団体の認定数 10団体	市民活動団体の認定数 15団体	市民活動団体の認定数 20団体
	地域まちづくり協議会の設立及び運営の支援		実施	継続	継続
	職員の地域担当制度の調査・研究		実施	継続	継続
	市民活動支援センターの設置		検討	検討	実施

具体的な施策と重要業績評価指標

① 活発な市民活動の推進

まちづくり活動に熱意やアイデアをもった市民や団体が主体的に実施する公益性が高い取り組みを支援するとともに、市民活動支援センターの設置による市民・団体間のネットワークづくりで相乗効果を高めるなど、市民の自発的なまちづくり活動を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	数値目標 (H31)
市民活動支援センターにおける窓口での相談支援件数	—	50件【年間】
市民活動団体の登録数	—	20件【累計】

《主要な事業》

事業名	取組内容	担 当
○市民の自発的な活動の促進		
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センターの設置 市民活動団体の登録制度の構築 市民活動団体の育成支援 協働事業提案制度や市民活動支援事業の導入 	生活課 企画政策課

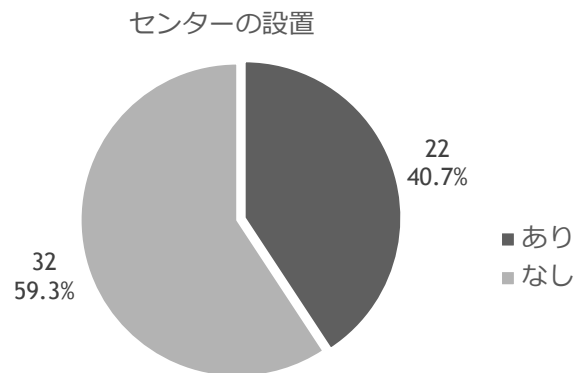
市民活動支援センターの位置づけ(2)



まちづくり条例推進アクションプラン

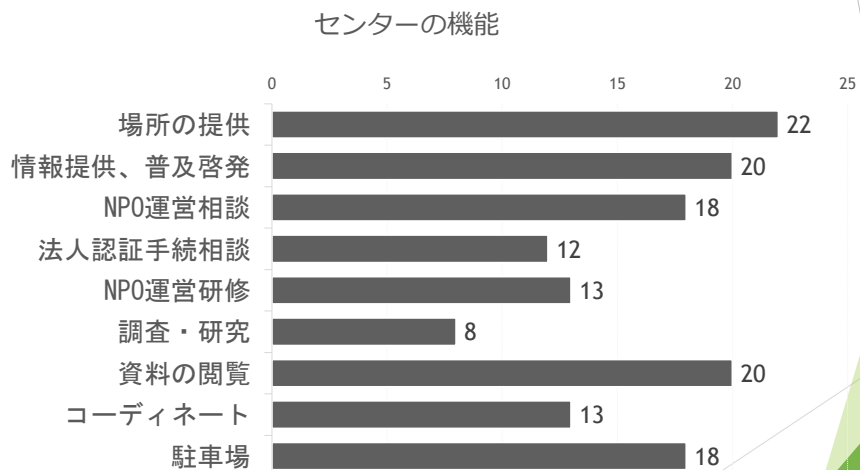
工程	H28	H29	H30	H31
市民参加の意義と重要性に関する周知啓発	→			
市民活動団体登録制度の運用	→			
市民活動団体支援制度の運用	→			
市民活動支援指針に関する職員研修の実施	→			
「市民活動支援のための窓口」の運営	→			
市民活動支援センター化への検討	→			

県内における 市民活動支援センターの設置状況①

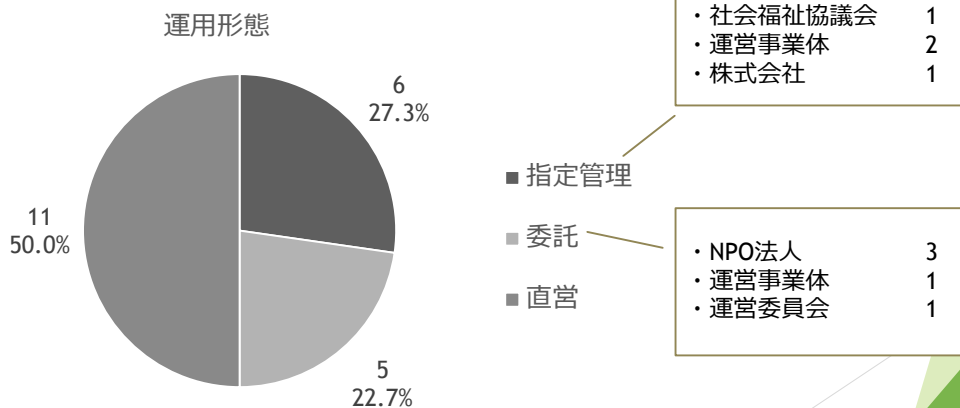


千葉県県民生活・文化課
「平成28年度市民活動支援センター状況調査」より抜粋

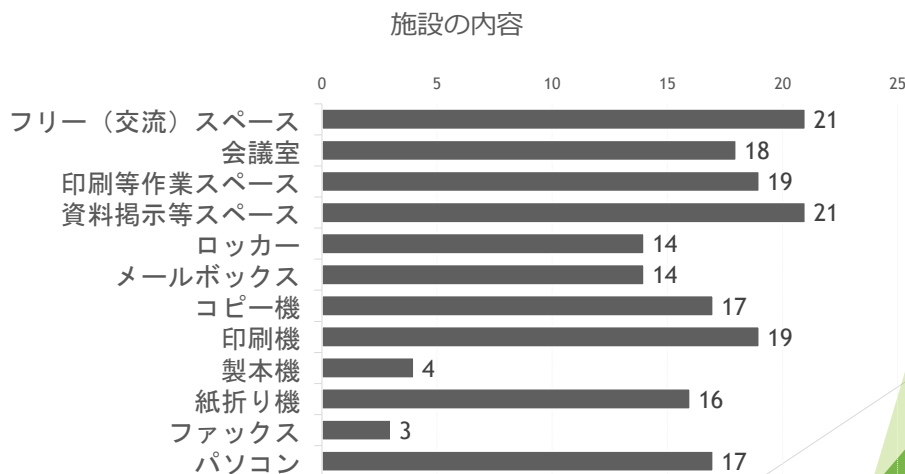
県内における 市民活動支援センターの設置状況②



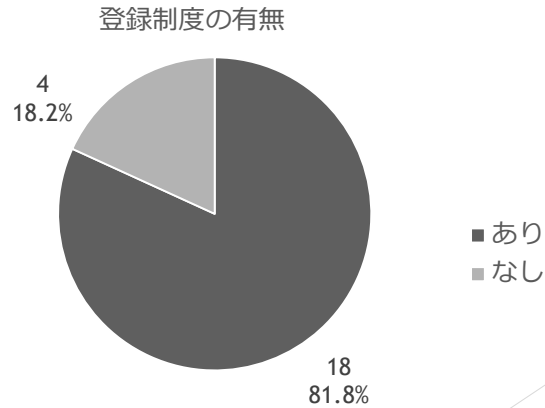
県内における 市民活動支援センターの設置状況③



県内における 市民活動支援センターの設置状況④



県内における 市民活動支援センターの設置状況⑤



意見交換・ワークショップ センターに必要な機能とは？

必要な備品・設備
(ハード面)

必要なサービス・スキル
(ソフト面)

誰と誰を結びつけるか
(コーディネート)

